

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010那第39号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月9日（金） 12時15分ごろ	
発生場所	沖縄県宮古島市池間島灯台から真方位009° 8.6海里 (北緯25° 4.7′ 東経125° 15.5′)	
事故等調査の経過	平成22年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	遊漁船 ゼロ、3.3トン	
船舶番号、船舶所有者等	293-34413 沖縄、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底部に亀裂	
事故等の経過	本船は、船長ほか釣客1人を乗せ、船首約0.2m、船尾約0.9mの喫水で、釣り場において停泊中、風浪に圧流され、平成22年7月9日12時15分ごろ、船尾船底部が浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5 海象：波浪 南西、高さ 約0.8m	
その他の事項	本船は、釣り場で食事をしようとして停泊中、風浪に圧流された。 船長は、停泊場所での水深を目測していた。 船長及び釣客は、2人とも救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、池間島灯台北方沖の釣り場で食事をしようとして停泊中、風浪に圧流されて船尾船底部が浅瀬に接触したものと考えられる。 船長は、停泊場所での水深の目測を誤り、船尾船底部が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、池間島灯台北方沖の釣り場において停泊中、船長が水深の目測を誤ったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	